

立正大学法学部同窓会会則

平成 12 年 11 月 4 日 制定

平成 14 年 11 月 3 日 改正

第 1 章 総 則

第 1 条（名称）

本会は「立正大学法学部同窓会」と称する。

第 2 条（本会の目的）

本会は会員相互の親睦と向上を図るとともに、立正大学法学部（以下「法学部」という）の発展に貢献することを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会報ならびに会員名簿を発行すること。
- (2) 会員相互の連絡および情報交換を行うこと。
- (3) 講演会および研修会を開催すること。
- (4) 会員の福祉および慶弔を行うこと。
- (5) 法学部との連携ならびに現役法学部生を激励すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要と認める事業を行うこと。

第 4 条（会員）

本会の会員は以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 法学部を卒業した者。
- (2) 立正大学大学院法学研究科を修了し、本会の趣旨に賛同して入会を希望する者であって、理事会の推薦に基づき代議員会の承認を得た者。

第 5 条（事務局・事務局長）

- (1) 本会の会務を処理するため事務局を埼玉県熊谷市万吉 1700 番地立正大学法学部事務室内に置く。
- (2) 事務局を統括するため事務局長を置く。事務局長は法学部事務長にこれを委嘱する。

第 2 章 総 会

第 6 条（総会の目的・権能）

総会は会員の総意表明機関として以下の各号に掲げる行為を行う。

- (1) 代議員会の指名に基づき会長および監事を承認ないしは選挙すること。
- (2) 代議員会の発議に基づき会長および監事の解任を議決すること。
- (3) 代議員を承認すること。
- (4) 代議員会の発議に基づき本会則の改正を議決すること。
- (5) 決算および事業内容について報告を受けること。
- (6) 会費の賦課を承認すること。

第 7 条（開催・召集）

定時総会は 2 年に 1 回これを開催する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

総会の召集は会長がこれを行う。

第 8 条（議決）

総会の議事は出席会員の過半数でこれを決する。

第 3 章 代議員会

第 9 条（代議員会の目的・権能）

代議員会は本会の最高意思決定機関として以下の各号に掲げる行為を行う。

- (1) 会長および監事を指名すること。
- (2) 会長および監事の解任を議決すること。
- (3) 理事を解任すること。
- (4) 本会則の改正を議決すること。
- (5) 規則を制定・改正すること。
- (6) 理事の任免ならびに事業計画、事業報告、予算、決算を承認すること。
- (7) 立正大学同窓会本部の役員となるべき理事を承認すること。
- (8) 会費の賦課を議決すること。
- (9) 第 4 条第 2 号の会員を承認すること。

第 10 条（代議員・任期・定数および推薦方法）

代議員会は以下の各号に掲げる代議員をもってこれを構成する。

- (1) 会長または理事もしくは監事の職にあった者(ただし、当該事業年度で任期の満了する者も含む)で、理事会の推薦を受けた者。
- (2) 7 名以上の会員の推薦のあった者。
- (3) 法学部長ならびに法学部長の指名する法学部専任教員 1 名。
- (4) 監事。

前項第 1 号および第 2 号の代議員の任期は 6 年とし再任は認めない。

第 1 項第 3 号に規定する法学部長である代議員の任期は法学部長の職にある期間とし、法学部長の指名を受けた法学部専任教員である代議員の任期は法学部長である代議員の任期に準ずる。

第 1 項第 4 号に規定する監事である代議員の任期は監事の職にある期間とする。

代議員の定数および第 1 項第 2 号の代議員の推薦方法は規則でこれを定める。

第 10 条の 2（代議員の義務）

代議員は本会則および規則を尊重かつ遵守し、その職務を行う。

第 10 条の 3（代議員の待遇）

代議員には報酬を支給しない。ただし、その職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。

第 11 条（定時代議員・臨時代議員会・召集）

定時代議員会は年 1 回これを開催する。

理事会および過半数の代議員の請求があったときは臨時代議員会を開催する。

代議員会の召集は会長がこれを行う。

第 12 条（定足数・議決）

代議員会は全代議員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

代議員会の議事は出席代議員の過半数でこれを決する。

第 13 条（会長解任の発議・理事の解任）

代議員会は会長が以下の各号に該当する行為を行った場合、総会に対して解任を議決することができる。総会において解任が議決された場合、その会長は解任される。

- (1) 本会則ならびに規則に違反したとき。
- (2) 本会に対して重大なる背信行為があったとき。
- (3) 正当な理由なく職務を懈怠したとき。

(4) 長期間職務を行うことが困難であるとき。

(5) 本会の名誉を著しく失墜させたとき。

代議員会は理事が前項の各号に該当する行為を行った場合、これを解任することができる。

第14条（監事解任の発議）

代議員会は監事が前条第1項の各号に該当する行為を行った場合、総会に対して解任の発議をすることができる。総会において解任が議決された場合、その監事は解任される。

第4章 会長および理事会

第15条（会長・任期）

会長は本会を代表し、業務を統括執行する。

会長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えることはできない。

第16条（会長の承認および選挙）

会長は代議員会の指名に基づき総会がこれを承認する。ただし、10名以上の会員の推薦を受けた者がある場合には代議員会はその者も候補者として総会に指名し、選挙を行わなければならない。

会長の選挙の方法は規則でこれを定める。

第17条（理事会の目的）

理事会は本会の業務意思を決定する。

第18条（理事会）

理事会は会長および9名以内の理事でこれを構成する。

前項の理事は会長が任意に任免することができる。ただし、理事の任免に際しては代議員会の承認を必要とする。

理事会の運営については規則でこれを定める。

第19条（執行理事・執行理事会）

会長は理事の中から以下の各号に掲げる執行理事を任意に任免し、会長を補佐せしめ、本会の日常業務を分掌執行させる。

(1) 副会長

副会長は会務全般の運営ならびに業務の執行にあたりとともに、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(2) 財務

財務は予算および決算の原案を作成し、これを理事会に諮るとともに、金銭の出納を管理する。

(3) 渉外広報

渉外広報は外部団体との交渉および各理事との連絡調整を行うとともに、本会の広報を行う。

執行理事会は会長および執行理事でこれを構成し、業務執行および理事会に付議すべき事項について協議を行う。

執行理事会の運営については規則でこれを定める。

第20条（同窓会本部役員）

本会から立正大学同窓会本部に派遣する役員（本部長理事・本部代議員）は会長および理事がこれを兼任する。

立正大学同窓会本部の役員となるべき理事は会長がこれを任命する。ただし、任命に際しては代議員会の承認を必要とする。

第21条（理事の任期・新理事）

理事はこれを任命した会長と共に終任する。

理事に欠員が生じた場合は会長は新たな理事を任命することができる。

第22条（理事会の召集・定足数・議事の委任・議決）

理事会の召集は会長がこれを行う。

理事会は全理事の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、委任状を提出した者はこれを出席に数える。

理事会を欠席する理事は予め指定した理事に議事を委任することができる。委任のない場合は理事会の議決に従うものとする。

理事会の議事は出席理事の全会一致でこれを決する。

第22条の2（会長および理事の義務）

会長および理事は本会則および規則を尊重かつ遵守し、善良なる管理者の注意義務をもってその職務を行う。

第22条の3（会長および理事の待遇）

会長および理事には報酬を支給しない。ただし、その職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。

第5章 会計

第23条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。

第24条（財源）

本会の経費は会費、本部助成金、事業収入および寄付金などをもってこれに充てる。

会員に会費を賦課するときは代議員会がこれを議決し、総会の承認を得なければならない。

第4条第2号により会員になった者に対しては代議員会の議決により、一定の入会金を賦課することができる。

第24条の2（予算案・決算案）

予算案および決算案は理事会がこれを作成する。

第6章 監事および監査

第25条（監事）

監事は本会の会計および事業内容が適正なものであるか否かを監査する。

第26条（監事の承認および選挙）

監事は代議員会の指名に基づき総会がこれを承認する。ただし、10名以上の会員の推薦を受けた者がある場合には代議員会はその者も候補者として総会に指名し、選挙を行わなければならない。

監事の選挙の方法は規則でこれを定める。

第27条（任期・兼職の禁止）

監事の任期は6年とし再任は認めない。

監事は第10条第1項第4号の代議員の職を除くほか、本会のいかなる役職も兼ねることができない。

第28条（監査）

監事は会計年度ごとに定時監査を行う。ただし、10名以上の会員の請求があったときには臨時監査を行う。

第28条の2（監事の義務）

監事は本会則および規則を尊重かつ遵守し、良心に基づいてその職務を行う。

第28条の3（監事の待遇）

監事には報酬を支給しない。ただし、その職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。

第7章 改正

第29条（改正）

本会則の改正は代議員会が全代議員の3分の2以上の多数でこれを発議し、総会において議決しなければならない。

第8章 最高規範

第30条（最高規範）

本会則は本会の最高規範である。

第31条（役員の義務）【削除】

第9章 補則

第32条（会員外役員）

第10条第1項第3号の代議員を除くほか、会員ではない者を会長および理事、代議員、監事にしてはならない。

第10条第1項第3号の代議員は会長および理事、監事になることはできない。

第32条の2（公告）

本会の公告は本会ウェブ・ページ上でこれを行う。

第33条（経過規定）

本会則制定時の代議員および監事は第6条第3号および第26条第1項に基づいて承認されたものとみなし、第10条第1項第3号を除く代議員および監事の任期は平成17年3月31日までとする。

本会則制定時の会長および理事は第16条第1項および第18条に基づいて承認ないしは任命されたものとみなし、その任期は平成13年3月31日までとする。この期間は第1回目の任期に含まれるものとする。

本会則を制定した総会において、第16条に基づき代議員会が指名した会長候補者の承認を行う。承認された会長およびその会長によって任命された理事の任期は平成13年4月1日から始まるものとする。

第34条（施行期日）

本会則は総会において制定された日より施行する。改正の場合もこれに準ずる。

*

本会則は平成12年11月4日に開催された総会において制定された。

以上の証拠として、会長および理事は以下に署名捺印する。

会 長	大野孝行（捺印略）
理事（副会長）	栗田純一（捺印略）
理事（総務担当）	原口実（捺印略）
理事（総務担当）	稲葉美帆（捺印略）
理事（財務担当）	丸山隆利（捺印略）
理事（渉外担当）	横山和泰（捺印略）
理事（渉外担当）	橋本直樹（捺印略）
理事（広報担当）	岩崎亜希子（捺印略）

附則 本会則を平成14年11月3日に改正施行する。